平成27年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 10 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定による。

# 平成27年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)

平成27年度立川市の特別会計後期高齢者医療事業の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,346,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表歳入歳出予算補正」による。

#### 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

_									
		款		項			補正前の額	補 正 額	計
	1. 後期	高齢者医療保	:険料				1, 531, 681	50, 144	1, 581, 825
				1.後期高齢者医療保険料			1, 531, 681	50, 144	1, 581, 825
	3. 繰	入	金				1, 642, 534	△42, 372	1, 600, 162
				1. 繰	入	金	1, 642, 534	△42, 372	1, 600, 162
	5. 諸	収	入				155, 075	△8	155, 067
				1. 延滞:	金加算金及	び過料	439	△8	431
		歳	入	合	計		3, 339, 073	7, 764	3, 346, 837

歳 出 (単位:千円)

	款				項				補正前の額	補	正	額	∄ <del>'</del>		
1. 総		務			費						45, 803		△1	, 950	43, 853
						1. 総	務	管	理	費	41, 385		$\triangle 1$	, 950	39, 435
3. 広	. 域 à	連合	納	付	金						3, 144, 356		9	, 714	3, 154, 070
						1. 広	域 連	合	納付	金	3, 144, 356		9	, 714	3, 154, 070
			歳		出	合	Ī	<del> </del>			3, 339, 073		7	, 764	3, 346, 837

平成27年度立川市特別会計

後期高齢者医療事業補正予算事項別明細書(第2号)

### 1. 総 括

(歳 入) (単位:千円)

			(
款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険	斗 1,531,681	50, 144	1, 581, 825
2. 使 用 料 及 び 手 数 *	斗 1		1
3. 繰 入 4	1, 642, 534	△42, 372	1, 600, 162
4. 繰 越	<b>≥</b> 9,782		9, 782
5. 諸 収	155, 075	△8	155, 067
歳 入 合 計	3, 339, 073	7, 764	3, 346, 837

(歳 出) (単位:千円)

					補正額0	)財源内訳	(+ ±, 111)
款	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国都支出金	地方債	その他	732/14 1/11
1. 総 務 費	45, 803	△1,950	43, 853				△1,950
2. 保険給付費	47, 500		47, 500				
3. 広 域 連 合 納 付 金	3, 144, 356	9, 714	3, 154, 070				9, 714
4. 保健事業費	95, 163		95, 163				
5.諸 支 出 金	3, 251		3, 251				
6. 予 備 費	3,000		3, 000				
歳出合計	3, 339, 073	7, 764	3, 346, 837				7, 764

#### 2. 歳 入

款(1)後期高齢者医療保険料

項(1)後期高齢者医療保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金額
1後期高齢者医療保険料	斗 1,531,681	50, 144	1, 581, 825		
1後期高齢 7 医療保険 **	1,531,681 斗	50, 144	1, 581, 825		
1後期高齢 名 医療保険料	1,531,681	50, 144	1, 581, 825	1特別徴収保険料	△34, 689
				2普通徴収保険料	84, 833
3繰 入 3	± 1, 642, 534	△42, 372	1, 600, 162		
1繰 入 3	₹ 1,642,534	△42, 372	1, 600, 162		
1一般会計繰入分	± 1, 642, 534	△42, 372	1, 600, 162	1療養給付費 繰 入 金	△17, 721
				2保険基盤安定 繰 入 金	3, 947
				3事務費繰入金	△1, 753
				4保険料軽減措置 繰 入 金	△26, 845
5諸 収 🧷	155, 075	△8	155, 067		
1延滞金加算3 及 び 過 **	<b>注</b> 439 斗	△8	431		
1延 滞 🔞	₹ 438	△8	430	1延 滞 金	△8
歳入合計	3, 339, 073	7, 764	3, 346, 837		

(単位:千円)

	説	明	
現年分		82	2, 734
滞納繰越分		2	2, 099

特別会計後期高齢者医療事業

項(1)総務管理費

	1)総務官理				<u>~ 41</u>	#年 ①	<i>5</i> -5-	
款	項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源		区 分	金額
1総	務 費	45, 803	△1, 950	43, 853		△1, 950		
1 総	※務管理費	41, 385	△1, 950	39, 435	一般財源	△1, 950		
		·	,	·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	·		
	1一般管理費	41, 385	△1, 950	39, 435	一般財源	$\triangle 1,950$		△1,000
							3職員手当等 4共 済 費	△650 △300
								∠3000
3広域	建合納付金	3, 144, 356	9, 714	3, 154, 070	一般財源	9, 714		
	La 1 D 3-la A				40.01.000			
1万	<ul><li>域連合</li><li>付金</li></ul>		9, 714	3, 154, 070	一般財源	9, 714		
	1広域連合		9, 714	3, 154, 070	一般財源	9, 714	19負担金補助	9, 714
	分 賦 金						及び交付金	
歳 出	d 合	3, 339, 073	7, 764	3, 346, 837				
<i>所</i> 义	4 'D' 11T	J, JJ9, U73	1, 104	0, 040, 037				
		1						

		説		明		(単位:千
		H/L				
	· 佐田 【   古田】					△1, 950
人争	<b>「管理 【人事課】</b> ( 特定財源	0	一般財源	$\triangle$ 1, 950)		Δ1, 900
	2 一般職給	O .	/JXX11//N	△1, 550)	△1,000	
	3 地域手当				<u>∠1, 555</u>	
	期末手当				△300	
	勤勉手当				△200	
	4 共済組合負担金				△300	
広域	連合事務 【保険年金	課】				9, 714
	(特定財源	0	一般財源	9, 714)		
	19 保険料軽減措置賃	負担金			$\triangle 26,845$	
	療養給付費負担金	臣			$\triangle 17,721$	
	保険料等負担金				50, 333	
	保険基盤安定負担	旦金			3, 947	

特別会計後期高齢者医療事業

## 

### 1. 一般職

(1)総 括

区分	職員数(人)		給 与		費	費 (千円)		合 計	備考
区为	一般職員	嘱託職員	報 酬	給 料	職員手当	計	(千円)	(千円)	ин ·· 3
補正後	6	1	2, 400	16, 503	12, 004	30, 907	5, 892	36, 799	
補正前	6	1	2, 400	17, 503	12, 654	32, 557	6, 192	38, 749	
比較	0	0	0	△ 1,000	△ 650	△ 1,650	△ 300	△ 1,950	

職員手当	区分	扶養手当(千円)		時 間 外 勤務手当 (千円)		期末手当(千円)	勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)
	補正後	170	1, 971	2, 086	0	4,011	2, 451	1,027	288
の内訳	補正前	170	2, 121	2, 086	0	4, 311	2, 651	1,027	288
	比 較	0	△ 150	0	0	△ 300	△ 200	0	0

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説明	備考
給料	△ 1,000	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 1,000		
職員手当	△ 650	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 650		